

令和五年第十四回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和五年八月二十二日
所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和五年第十四回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

今回は案件数が多いため、途中で関係職員の入替えを行いますので、御承知おきください。

まず、次第の1、令和五年第十三回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。中村委員と鈴木委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案二件、採択二件、事務局からの報告が十件ございます。
それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第五十五号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立梅丘図書館改築工事請負契約）

○渡部教育長 議案第五十五号につきまして、知久教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育政策・生涯学習部長 議案第五十五号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立梅丘図書館改築工事請負契約）について御説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づきまして、令和五年第三回区議会定例会への議案提出に先立ちまして区長より意見を求められましたので、御審議願うものでございます。

資料をお進みいただいて四ページを御覧ください。今回の工事請負契約は、七月十二日に一般競争入札を行ったものです。資料の記書きの3にございますとおり、契約金額は十五億二千七百六十八万円、以下、契約の相手方につきましては、株式会社中島建設東京支店、工期は契約の日から令和七年十月三十一日まででございます。

参考といたしましたして、五ページ以降に入札経過調書、建築物概要表、案内図、配置図等を添付してございます。後ほど御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第五十五号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第五十六号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立

学校設置条例の一部を改正する条例）

○渡部教育長 議案第五十六号につきまして、宇都宮教育総合センター長より提案理由の説明をお願いします。

○宇都宮教育総合センター長 それでは、議案第五十六号の世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

本件ですが、世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例を令和五年第三

回世田谷区議会定例会に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に基づき区長から意見を求められたため、御審議をお願いするものでございます。

改正内容についてですが、区立幼稚園集約化等計画に基づく集約化に伴う改修工事等を行うため、世田谷区立桜丘幼稚園を世田谷区立松丘幼稚園に移転するに当たり、世田谷区立桜丘幼稚園の位置を変更するというものでございます。

三ページおめくりいただき、右上に四と記載しているページを御覧ください。こちらが規則の改め文になっております。記載のとおり別表1を変更するものでございます。

次に、二ページおめくりいただき、右上に六と記載しているページの新旧対照表の別表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前となります。別表中の世田谷区立桜丘幼稚園の位置、桜丘五丁目二番十九号を弦巻五丁目二十一番十号に変更いたします。

続きまして、一ページお戻りいただき、右上に五と記載しているページの附則を御覧ください。本条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行することを予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第五十六号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三 採択第二号 令和六年度使用世田谷区立中学校教科用図書の採択

○渡部教育長 採択第二号につきまして、小泉学校教育部長より提案理由の説明をお願いいたします。

○小泉学校教育部長 それでは、採択第二号、令和六年度使用世田谷区立中学校教科用図書の採択について御説明いたします。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、令和六年度に区立中学校で使用する教科用図書を採択いただくものでございます。

資料の三ページを御覧ください。こちらは文部科学省からの通知になります。1の(2)中学校用教科書の採択についてを御覧ください。ここにありまして、今年度の区立中学校の教科書の採択につきましては、昨年度に採択いただきました教科書と同一の教科書を採択しなければならぬということが記載されております。今年度の区立中学校で使用している教科書は、右肩のページでいいますと二八ページ、最後のページに記載しております令和五年度世田谷区立中学校使用教科書一覧表のとおりでございます。

以上を踏まえまして、令和六年度使用の世田谷区立中学校教科用図書の採択をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、採択第二号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第四を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第四 採択第三号 令和六年度使用世田谷区立小・中学校特別支援学級
教科用図書の採択

○渡部教育長 採択第三号につきまして、小泉学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○小泉学校教育部長 採択第三号、令和六年度使用世田谷区立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について御説明いたします。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、令和六年度に区立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書を採択いただくものでございます。

資料右肩のページ二を御覧ください。世田谷区立小・中学校特別支援学級で使用する教科書を採択するための要綱でございます。採択の原則のところでございますが、学校教育法附則第九条の規定により、特別支援学級では、入級する児童・生徒の障害の状況が毎年度異なることから、毎年度異なる図書を採択すること、特別支援学級で使用する教科書は通常の学級で使用する教科書目録に登録されている教科書以外の一般の図書を教科用図書として扱うことができることとされております。

今年度の採択に向けて、各特別支援学級設置校から、各学級の実態を踏まえて、教科書として使用したい一般図書についての申請があり、これを受けまして、八月四日に検討委員会を開催いたしました。検討委員会では、各学校からの申請に基づきまして、特別支援学級の児童・生徒にふさわしい内容であ

るか、教科の目標に沿うものであるかなどの視点から検討を行っております。

本年度の検討の結果、申請された一般図書につきましては、東京都教育委員会が作成している調査研究資料というものが別にございまして、それにリストアップされているものがほとんどでございました。一冊だけ、東京都の調査研究資料になかったものがございます。添付資料の令和六年度一般図書採択一覧、ページ番号でいいますと四ページ目の上のほうの中ほどのところにありますナンバー54のものでございます。「まなびのずかん 基礎からしつかりわかるカンペキ！小学理科」、こちらのものは東京都の調査資料になかったものでございますが、これまでも区の採択で認められておりますことから、内容も分かりやすく、検討委員会としては適切と報告を受けております。

以上を踏まえまして、この一覧表、令和六年度使用世田谷区立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、採択第三号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和五年第二回区議会定例会（代表・一般）における主な質問について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和五年第二回区議会定例会（代表・一般）における主な質問について御報告をさせていただきます。

早速、資料を御覧ください。一ページの1、議会日程等でございます。令和五年第二回区議会定例会でございますが、代表質問は六月十四日から十五日、一般質問は六月十五日から十六日にかけて行われました。全ての質問及び答弁については、区のホームページ上で閲覧が可能となっております。参考までに、第二回区議会定例会における教育領域の主な質問・答弁の要旨を二ページから五ページの別紙にまとめてございます。後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)世田谷区教育振興基本計画（素案）について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、世田谷区教育振興基本計画（素案）について御説明させていただきます。

資料を御覧ください。まず、一ページでございます。1の主旨は記載のとおりでございますけれども、先月、七月十一日に開催されました教育委員会におきまして、教育振興基本計画の骨子案を御報告した際にいただきました様々な御意見などを踏まえまして、計画の素案を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

2の計画期間及び内容についてでございますが、計画期間は、骨子案で御報告したとおり、令和六年度から令和十年までの五年間となります。(2)の計画素案の内容については、概要版にて御説明をしたいと思います。

資料右上のページ番号で三ページにお進みください。初めに、教育振興基本計画の構成案でございますが、こちらは前回の御報告から変更はございません。

次に、右上のページ番号四ページを御覧ください。子どもを主体とした教育への転換及び教育目標へとつながる考え方でございます。まず、子どもを主体とした教育への転換でございますが、こちらは、前回の御報告では子どもを中心とした教育への転換としておりましたが、御意見などを踏まえまして、子どもを主体とした教育への転換と変更いたしてございます。また、考え方につきましても、資料上段に記載の令和五年四月に施行されたこども基本法第三条の基本理念などを踏まえ、まず、子ども自身が意見を率直に言える環境や、子ども自身が表明した意見や考えが反映できる仕組みを整えていくこと、また、子どもを主体とした教育に関して、子どもの学びや成長に関わる全ての関係者と共通理解を深めることに取り組んでいくこと、以上、大きく二点について、子どもを主体とした教育への転換として明確にいたしてございます。

続いて、教育目標へとつながる考え方でございますが、こちらは前回御報告からは変更はございません。自己肯定感の向上の視点となります。「自分のよさや可能性を信じる」、共生社会実現の視点となります。「違いを認め、思いやり、学び合う」、主体的な社会形成への参画の視点となります。「社会の創り手として行動する」、以上の三つを教育目標へとつながる考え方（共に学び、共に育つ上で大切にしたいこと）としてございます。

次に、五ページを御覧ください。教育目標と基本方針でございます。まず、教育目標でございます。教育目標は、前回御報告したとおり、「幸せな未来をデザインし、創造するせたがやの教育」としてございます。

続いて、基本方針でございます。四つの基本方針につきましては、前回の教育委員会での御意見などを踏まえまして、全て変更してございます。まず、基本

方針1として「新しい知を創造する」、基本方針2として「地球の一員として行動する」、基本方針3といたしまして「多様性を受け入れ自分らしく生きる」、最後に基本方針4として「共に学び成長し続ける」、以上が四つの基本方針となります。それぞれの基本方針の考え方などは記載のとおりでございます。

続きまして、六ページから八ページまで、こちらが実施計画（行動計画）の事業体系となります。こちらは計画の素案として今回初めて御提示させていただく部分となります。四つの基本方針の下、教育目標を具現化するために、それぞれの取組み項目ごとに各施策を推進してまいります。なお、施策名の星印でございますが、こちらは同じく現在策定中の世田谷区基本計画などを踏まえまして、現時点において計画期間である五年間で重点的に取り組む項目としております。

それでは、別紙2、計画素案の本編を御覧いただきながら、実施計画（行動計画）のうち幾つか簡単に触れさせていただきます。

資料右上のページ番号で三四ページを御覧ください。1―4、新たな学びの場の確保（多様性や個性を認め伸ばす学びの場づくり）でございます。1―4―①新たな特例校の開設・運営では、令和四年四月に開設した「ねいろ」運営の知見などを踏まえつつ、新たな特例校の開設に向け検討するとともに、区内の地域資源の協力も得ながら、子どもが主体的に興味を持ち、チャレンジを後押しする教育課程を整えてまいります。

また、次のページ、三五ページでございますが、1―4―⑤新たな学びの場の環境整備といたしまして、多様な個性のある子どもたちが生き生き過ごせる環境整備を行うなど、誰もが通いたくなる学校環境の実現をめざしてまいります。

次に、三九ページを御覧ください。1―7、学校への支援と働き方改革でこ

ございます。1―7―①学校への支援体制の強化では、教員の業務を支援するため、スクール・サポート・スタッフや学校包括支援員など、現在配置している様々な職種の会計年度任用職員に関する総点検を行いまして、順次改善等を行うてまいります。また、教員の独自採用に向けた検討や土曜授業の見直しなどに取り組んでまいります。

続きまして、四六ページを御覧ください。3―3、不登校支援の充実でございます。3―3―①総合的な相談体制の充実や3―3―②ほっとスクール（教育支援センター）の拡充、③のほっとルーム（別室登校）設置校の拡大など、不登校支援の充実に向け取り組んでまいります。

最後に、五三ページを御覧ください。4―3、生涯学習・社会教育の充実です。4―3―①知と学びと文化の情報拠点としての図書館の充実をはじめ、4―3―②地域での生涯学習事業の推進や③の郷土を知り次世代へ継承する取り組み、④の社会教育の充実などを重点取り組みとしてございます。

なお、ただいま御説明しました実施計画の各施策も含めまして、今後、計画の素案から案を策定する際には、それぞれ五年間の取り組み内容を表す個票をお示しできるように現在考えてございます。

一ページのかみ文にお戻りいただけますでしょうか。最後に、3の今後のスケジュールでございます。九月の文教常任委員会へ、ただいま御説明いたしました素案の報告、また、素案に対するパブリックコメントの実施などを経まして、令和六年三月に本教育委員会において計画の御議決をいただき策定を予定してございます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、ここで冒頭に申し上げた職員の入替えを行いますので、休憩いたします。

午前十時二十三分休憩

午前十時二十四分再開

○渡部教育長 それでは、再開いたします。

(3)議会の委任による専決処分の報告（塀損傷事故に係る損害賠償額の決定）について、本件に関して、渡邊生涯学習課長より説明をお願いします。

○渡邊生涯学習課長 議会の委任によります専決処分の報告としまして、塀損傷事故に係る損害賠償額の決定につきまして御報告いたします。

本件は、六月二十七日の本委員会におきまして御報告いたしました塀損傷事故に関するものです。このたび、相手方との示談交渉がまとまりまして、地方地自法第八十条第一項の規定に基づき専決処分を行いました。第三回区議会定例会に専決処分の報告をするに当たりまして、あらかじめ本委員会にて御報告するものです。

資料を御覧ください。2、事故の概要につきましては、記載のとおりでございます。先般御報告した内容から変更はございません。

3、相手方への損害賠償額は、十五万二千九百円でございます。この賠償費用につきましては、自動車保険により全額補填されます。

4、専決処分日につきましては、令和五年八月七日でございます。専決処分に当たりまして、職員に対し再度、事故再発防止に向け安全運転の啓発を行いました。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)第三次世田谷区立図書館ビジョン（素案）について、本件に関して、齋藤中央図書館長より説明をお願いします。

○齋藤中央図書館長 表紙を御覧ください。第三次世田谷区立図書館ビジョン（素案）について御報告いたします。

主旨といたしましては、世田谷区立図書館ビジョンは、世田谷区立図書館の将来を見据え、世田谷区における知識・情報・文化の拠点としての図書館をより一層充実・発展させるために、図書館サービスの基本方針を示す計画でございます。現在の第二次世田谷区立図書館ビジョンは令和五年度が最終年度に当たることから、第二次世田谷区立図書館ビジョンを引き継ぐ第三次世田谷区立図書館ビジョンの策定に向けて検討を進めてまいりました。このたび、第三次世田谷区立図書館ビジョン（素案）を取りまとめましたので、御報告いたします。

表紙の次に概要版をおつけしましたが、素案の本体を利用して御説明をしていきたいと思えます。

右上のページ一四ページの目次を御覧ください。ビジョンは四章立てで、第一章、ビジョンの概要、第二章、図書館の現状、第三章、図書館ビジョンの基本的考え方、第四章、事業方針としております。

一五ページを御覧ください。第一章、ビジョンの概要、2、図書館ビジョン改定の背景をかいつままで御説明いたします。

三段落目の、ICT技術の進展により、情報メディア、情報流通の仕組みが大きく変化し、知識や情報はネットをはじめとした様々なルートを通じて社会に広がり、利用されております。出版市場も、ネットの普及に伴い、雑誌の売

上げの減少、電子出版の売上げの増加が顕著となっております。

次ページを御覧ください。棒グラフ中段の雑誌の売上げですが、一九九六年の一兆五千億円から二〇二一年は五千億円と三分の一に減少し、電子出版も二〇一四年から拡大、四千六百億円と雑誌の売上げに拮抗するまでに伸びております。

一七ページを御覧ください。計画の位置づけと、計画の期間では、上位計画である次期世田谷区基本計画、世田谷区教育振興基本計画との関係性をお示ししております。

一八ページを御覧ください。第二章、図書館の現状では、1、区立図書館の概要、2、第二次図書館ビジョンにおける取り組み実績を整理、記載しております。

二〇ページを御覧ください。第三次ビジョンでは、こちらに記載しております運営体制に関する振り返りを新たに設けました。かいつまんで申し上げますと、第一段落で、第二次図書館ビジョン期間中に直接運営、いわゆる直営を基本としていた区立図書館に指定管理館を三館、一部委託館を二館、運営体制の切替えを行ったことを記載しております。令和二年度に世田谷区立図書館運営体制あり方検討委員会を設置し、中段にあるように区立図書館の運営体制案を取りまとめたこと、二〇ページの最後の段落に記載があるとおり、令和四年度には図書館運営やサービス水準のチェックをしていくガバナンスを持つ世田谷区立図書館運営協議会を発足させ、有識者や区民代表等を委員として図書館の評価検証を行ったこと、そのほか、今後の民間活動をするに当たっては労働環境を注視していく必要があることや直営図書館の人材育成の必要性についても触れつつ、二一ページ最後の段落、第三次図書館ビジョンの計画期間中における民間活用の導入に当たっては、この間の検討委員会の指摘や図書館運営協議会の各館の評価検証、国内労働環境、区職員のスキル、図書デジタル化など

様々な視点から、民間活用を導入する地域図書館数やその対象館、移行時期を適切適宜に決定し、導入を計画に至った経緯も含めて区民や利用者に分かりやすく説明する必要があると結んでおります。

二二ページを御覧ください。第三章、第三次図書館ビジョンの基本的考え方はです。

1、基本理念ですが、中段枠に記載のとおり、第二次図書館ビジョンに続き、「知と学びと文化の情報拠点」としております。

二三ページを御覧ください。ビジョンの計画策定、遂行に当たって、以下三つの視点を掲げ、上から、「生涯を通じた知や学びへの支援」、「地域文化とコミュニティ」、「多様性と共生社会」とさせていただきました。

二四ページを御覧ください。第四章、第三次図書館ビジョンの事業方針です。こちらで施策の体系をまとめております。第三次図書館ビジョン計画期間中に特に力を入れて取り組んでいく部分としては、基本方針2の子どもの健やかな成長を支える図書館、4、それぞれの特性に対応した、多様な人々を包摂する図書館、5、図書館DXとリモートサービスの推進の三つを掲げ、それと議会で焦点となっている民間活用と区立図書館の体制強化を二六ページの6の専門性と効率性を両立した運営体制でまとめております。

二四ページ以降に具体的な施策の体系をお示ししており、基本方針として、1、求められる知識・情報を確実に提供する図書館、2、子どもの健やかな成長を支える図書館、3、地域の特徴を活かし人々がつながる図書館、4、それぞれの特性に対応した、多様な人々を包摂する図書館、5、図書館DXとリモートサービスの推進、最後に6、専門性と効率性を両立した運営体制というのを掲げております。

二七ページ以降に、具体的な基本方針に基づく事業の一覧を記載させていただきました。

では、表紙、一ページ目に戻っていただきまして、今後の予定ですが、記載はされておりませんが、令和五年九月に文教常任委員会に対して素案の報告をいたします。記載のとおり、区民意見募集を行った後、令和六年二月に改めてまとまった案を文教常任委員会に報告して、三月に図書館ビジョンとして策定を計画しております。

説明は以上になります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(5)区立図書館の全館臨時休館について、本件に関して、齋藤中央図書館長より説明をお願いします。

○齋藤中央図書館長 区立図書館の全館臨時休館について御報告いたします。

1、主旨につきましては、図書館情報システムのリプレース作業を行うために、世田谷区立図書館全館を臨時休館いたします。

2、臨時休館の対象は、中央図書館、地域図書館十五館、地域図書室五室、図書館カウンター三か所になります。

3、臨時休館の期間につきましては、令和六年一月四日木曜日から十日の水曜日までの七日間を臨時に休館いたします。これは、年末年始休館と合わせて、令和五年十二月二十九日金曜日から令和六年一月十日までの十三日間の休館になります。なお、図書館ホームページも、システムリプレース作業に伴い、十二月二十八日の業務終了後から一月十日まで休止となりまして、資料検索や予約機能が利用できなくなります。休止期間中に図書館ホームページにアクセスした際は、臨時休館及び図書館ホームページの休止について周知文を表

示いたします。

4、休館に伴う区民周知については記載のとおりでございます。

5、休館する理由は、区立図書館は、図書館情報システムを用いて資料の貸出し、返却等の窓口業務や、図書館ホームページでの資料検索、予約サービスを提供しております。現行システムは、平成三十年一月から令和五年十二月まで六年間、これはリース延長の一年を含んだ期間ですけれども、保守対応上再延長が困難であることから、機器の経年劣化及び不測のサービス停止を未然に防ぐことを目標としてリプレースを行います。

6、休館中の対応について、臨時休館する日数と同程度、資料貸出しの期間延長を行います。

報告は以上になります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(6) (仮称) 学校等における医療的ケア実施ガイドライン (素案) について、本件に関して、中塩屋支援教育課長より説明をお願いします。

○中塩屋支援教育課長 私から、(仮称) 学校等における医療的ケア実施ガイドライン (素案) について御報告を申し上げます。

右上一ページ目のがみ文、1の主旨でございます。教育委員会では、平成三十年度に医療的な配慮を必要とする児童に試行的に看護師を配置し、令和二年度から学校等での本格的な看護師の配置を開始しました。学校等や新BOP学童クラブで医療的ケア児が過ごすことができる体制の整備を進めてきたことを踏まえて、学校等や新BOP学童クラブにおける医療的ケア児への円滑な医

療的ケアの実施を目的にガイドラインの策定を開始し、素案を取りまとめたので、報告するものでございます。

2のガイドライン策定の背景でございます。(1)の医療的ケア児をめぐる状況でございますが、医療技術の進歩に伴い、在宅の医療的ケア児が増加しております。令和三年九月には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、学校の設置者や放課後児童健全育成事業を行う者は、法に基づき医療的ケア児に適切な支援を行うことが責務とされました。

(2)の教育委員会、区の取り組みですが、現在は区立小・中学校八校十六名の児童・生徒に看護師を配置し、新BOP学童クラブでは二校での児童に看護師を配置し、医療的ケアを実施しております。

(3)の策定の体制ですが、本素案は、障害福祉部所管の世田谷区医療的ケア連絡協議会の小委員会に、庁内の関係所管課で構成する区立学校等での円滑な受け入れに関する作業部会を設置し、検討を重ねて取りまとめたものになっております。

3のガイドラインの主な内容でございます。ガイドラインの素案は別紙として右上のページ数三ページ目以降にしておりますので、主な内容について御説明をいたします。本ガイドラインは六章構成となっております。

右上六ページにお進みください。第一章、学校等における医療的ケアの概要でございます。本章では、医療的ケアに関する定義や、現在、学校等で実施している医療的ケアの種類とその内容、看護師の配置や既存の設備の活用による環境整備について記載をしております。

右上九ページにお進みください。第二章、関係者の役割と学校等における医療的ケアの実施に向けた準備でございます。現在までの取組みを踏まえた関係者の役割と、一二ページから学校等における医療的ケアの実施に向けた手順を定めております。

右上一四ページにお進みください。第三章、学校等における人的支援体制でございます。学校等における平日、長期休暇、校外学習といった状況における学校医療的ケア看護師等の配置について記載をするとともに、個々の医療的ケア児の状況変化に応じた学校医療的ケア看護師等の配置の検討についても定めております。また、宿泊行事における保護者への支援や、通学に困難を抱える医療的ケア児への支援等について取り組んでいく旨も記載しております。なお、通学に対する支援に関しては、後ほど学務課より御報告いたします。また、人工呼吸器を使用する医療的ケア児の保護者の付添いの負担軽減の詳細は別途定めてまいります。

右上一六ページにお進みください。第四章、学校等での生活における物的支援体制でございます。現状を踏まえ、医療的ケアに必要な物品類で、保護者が用意するものと学校等が準備をするものに分けて例示しております。また、学校等が医療的ケア児の支援を開始するときや、校舎の改修、改築を行う際の医療的ケア児に配慮した望ましい諸室や設備の整備の在り方を定めております。

右上一九ページにお進みください。第五章、新BOP学童クラブにおける医療的ケアの実施でございます。新BOP学童クラブにおける受入れについて、第一章から第四章に準じて、主な流れ、関係者の役割、人的、物的支援体制について、現在の取組みを整理し、記載をしております。

右上二二ページにお進みください。第六章、医療的ケアの実施に係る相談支援体制・関係機関等との連携でございます。医療的ケア児に関する相談窓口を明確にするとともに、就学前から就学後までの切れ目のない一貫した支援体制の構築に必要な関係所管や機関との連携に関することや、その基礎となる医療的ケアの理解促進、普及啓発を進めていくことを定めております。

右上二二ページ、かがみ文にお戻りください。4のガイドラインと他の計画と

の関係性でございます。現在策定をしている令和六年度からの世田谷区教育振興基本計画にインクルーシブ教育の推進、障害福祉部の（仮称）せたがやインクルーシブプラン―世田谷区障害施策推進計画―には医療的ケア児の支援、インクルーシブ教育推進に向けた土台づくりについて含まれる予定でございますが、本ガイドラインは計画の推進に向けた具体的な取組みを示すものとなっております。

5の今後のスケジュールについては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(7)特別支援教育就学奨励費の支給範囲拡大による児童・生徒に対する通学支援の拡充について、本件に関して斉藤学務課長より説明をお願いします。

○斉藤学務課長 それでは、特別支援教育就学奨励費の支給範囲拡大による児童・生徒に対する通学支援の拡充について御報告いたします。

1の主旨でございます。区立学校には、疾病や身体障害に起因した身体の脆弱性により、徒歩や公共交通機関利用による通常の経路及び方法による通学では身体への負担が極めて大きく、生命の安全性が確保できないため、通学が障壁となって学校での教育を十分に受けることが困難な児童・生徒が在籍している事例があります。このため、通常の経路及び方法による通学では身体の負担が極めて大きく、生命の安全性が確保できないことから、福祉タクシー等で通学することが必要と認められる場合には、通学に要する福祉タクシー等の実費相当額を特別支援教育就学奨励費の通学費とし、支給対象を拡大するものがございます。

次に、2、就学奨励費についてでございます。(1)、就学奨励費は、障害のある児童・生徒が小・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国や地方公共団体が補助する制度でして、通学費も支給費目の一つとなっております。

(2)、区における就学奨励費の支給対象者は①から⑤にお示ししているとおりでございます。

(3)、財源としましては、国により特別支援教育就学奨励費補助金として区の支給額の二分の一または四分の一が補助されます。

(4)、国は、安全性等の観点などから市区町村長または校長が適当と判断した場合には、通学費に福祉タクシー等の利用料を対象とすることが可能と示しております。

次に、3の就学奨励費の通学費の支給範囲についてです。(1)現在の支給内容としましては、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費として、公共交通機関の運賃を支給してございます。

(2)、今回拡大する支給範囲としましては、身体障害や疾病に起因した身体の脆弱性により、生命の安全性確保のため福祉タクシー等の使用が医師の意見書に認められる場合の福祉タクシー等の利用料といたします。

(3)想定される対象者としましては、①、様々な理由により体温調節が困難で、外気環境によって全身状態に著しい負担がかかる児童・生徒、②、呼吸機能の低下に伴い、外気環境により著しい負担がかかる児童・生徒としております。

続きまして、4の概算経費です。支給範囲を拡大した場合、対象となり得る児童・生徒は数名と考えられます。自宅から学校までの距離をおよそ一・五キロとし、本年度二学期から福祉タクシー等で通学する児童・生徒が三名いると想定いたしましたして経費を概算しております。

(1) 令和五年度につきましては、九月から三月の七か月間で二百三十四万円、国の負担率を二分の一と想定し、半額の百十七万円を区の一般財源と想定しております。

(2) 令和六年度につきましては、年額として三百六十万円、一般財源百八十万円を想定しております。

次に、5、地域生活支援事業「移動支援」（障害福祉サービス）との関係についてでございます。地域生活支援事業「移動支援」といいますのは、移動が困難な障害者（児）に対しヘルパーを派遣し、外出時の支援を行うものです。通学や療育への通所の利用については、家族による送迎等が困難などの理由がある場合に利用が認められておりますので、就学奨励費の通学費と移動支援の併給及び同時利用は妨げないものいたします。

6、今後のスケジュールといたしましては、今後、保護者に周知を行った上で申請を開始し、二学期分からの支給を開始したいと考えております。報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(8) 「不登校対応ガイドライン」策定に向けた進捗状況について、本件に関して、加藤教育相談課長より説明をお願いします。

○加藤教育相談課長 「不登校対応ガイドライン」策定に向けました進捗状況について御報告をいたします。

1の主旨でございます。令和四年度から令和五年度の二年間の行動計画として「第二次世田谷区不登校支援アクションプラン」を令和四年三月に策定いたし

まして、不登校特例校分教室開設やほっとスクールの定員拡大など、不登校対応に取り組んでまいりました。また、本プランの中で、不登校対策として不登校対応ガイドラインの策定を位置づけており、これを受けまして、令和六年度からの世田谷区における不登校対応の指針として「不登校ガイドライン」策定を進めております。その進捗状況について御報告するものでございます。

2のガイドライン策定の体制と進捗状況についてでございます。令和四年八月より、世田谷区不登校対応ガイドライン策定検討委員会を設置いたしました。委員である学識経験者、教育相談専門指導員、区立小・中学校長及び教諭、庁内関係所管管理職等により課題抽出や取組みの方向性について検討を行っております。令和五年七月までに計六回開催してきました。

本ガイドラインでは、策定の背景や区における不登校の現状を把握するため、不登校の児童・生徒とその保護者を対象としたニーズ調査、また、不登校特例校分教室「ねいろ」実態調査を行いました。これに基づいて評価、分析し、不登校に関する対応の共通の考え方について整理をし、不登校対応の指針として、令和六年三月の策定に向けて引き続き検討を進めてまいります。

3のガイドラインの構成（予定）についてでございます。ガイドラインの構成については、以下のとおりで進めております。ガイドラインの策定にあつての考え方、世田谷区における不登校の現状、ニーズ調査における課題と傾向の分析、不登校の子どもたちへの支援の視点の考え方、最後に全体のまとめを入れ、巻末には不登校支援の学校の取組み事例を掲載する予定です。

4の今後のスケジュールについては御覧のとおりです。
私からの説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(9) 令和六年度区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）新入園児募集の実施について、本件に関して、本田乳幼児教育・保育支援課長より説明をお願いします。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 私からは、令和六年度区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）新入園児募集の実施について御報告をいたします。

まず、1の主旨でございますが、区立幼稚園の令和六年度の新入園児（四歳児）の募集について御報告をするものでございます。

2の募集定員についてですが、記載のとおりでございます。なお、星印の部分にも記載しておりますが、令和七年度に集約化に伴う桜丘幼稚園の改修工事等のため、桜丘幼稚園の松丘幼稚園への一時移転を予定しておりますことから、来年度は松丘幼稚園と桜丘幼稚園で募集定員を例年の半数とさせていただきますことになっております。

3の募集要件等は記載のとおりでございますが、応募者が定員を超えた場合には抽せんいたします。定員に満たない園につきましては、その後、随時入園申込みを受け付ける予定でございます。

4の日程でございます。九月一日から九月十四日まで募集案内・申込書を配布いたします。また、今年度から新たに電子申請によるオンライン受付も実施をいたします。九月一日から十一日まではオンライン及び郵送による申込みを受け付け、九月十二日から十四日までは各幼稚園で直接申込みの受付を行います。その後、十月二日に抽せんも含めて入園者の決定を行います。

右上二ページ目にお進みいただいてよろしいでしょうか。5の受付場所等でございます。募集案内と申込書の配布は、各園と乳幼児教育・保育支援課窓口で行います。欠員補充登録申込みと随時入園申込みは各園で受け付けます。

6、周知方法でございますが、区の広報紙「区のおしらせ せたがや」の九月一日号に掲載するとともに、区のホームページ、ポスター等の掲示により周知をしてまいります。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(10)各課行事予定について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いいたします。

○井上教育総務課長 それでは、令和五年九月の各課行事予定について御報告させていただきます。

まず、教育委員会定例会の予定といたしましては、九月十一日に第十五回定例会、同じく二十六日に第十六回定例会が予定されてございます。

次ページ以降に各課の詳細な行事予定表をおつけしております。後ほど御確認いただければと思います。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 (11)その他の連絡事項等はないですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 本日は資料配付が四件ございますので、御覧になっておいてく

ださい。

それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会といたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないこととします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、知久教育政策・生涯学習部長、小泉学校教育部長、宇都宮教育総合センター長、井上教育総務課長、前島学校職員課長、山本教育指導課長、斉藤学務課長、井元学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当）、加藤教育相談課長、書記の大野教育総務課調整係長の出席とします。

それでは、ほかの事務局職員及び速記者は御退席をお願いいたします。

午前十時五十四分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十一時十四分非公開の会議終了

○渡部教育長 再開いたします。

次回の教育委員会は九月十一日月曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和五年第十四回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十一時十五分閉会